

# 特例貸付

## 受付期間・申請書類・書き方・決定通知・返済方法 について

### 【受付期間】

令和3年11月まで（特例貸付 緊急小口資金・総合支援資金・再貸付）

### 【申請書類について】

ダウンロードで書類を印刷しご提出ください。ダウンロードが難しい方には、郵送で対応しております。鶴見区社会福祉協議会までご連絡ください。

～ダウンロード先～

- ・緊急小口資金・総合支援資金は[コチラ](#)
- ・再貸付は[コチラ](#)

### 【書き方について】

来所による記入は予約制となっております。鶴見区社会福祉協議会まで事前にご連絡ください。なお、電話相談は平日9～17時で受け付けております。

### 【決定通知書について】

緊急小口資金は原則送付されますが、総合支援資金・再貸付の決定通知書は送付されません。ご希望の場合、審査元からの送付となるので、下記担当へご連絡ください。

<社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部 生活支援課>

連絡先：045-534-6082（平日9～17時受付）

### 【返済方法及び償還免除について】

[コチラ](#)をご参照ください。

社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会  
TEL： 045-504-5619（平日9～17時受付）